

■議案第34号 四万十町滞在型市民農園に係る指定管理者の指定について

【要旨】

地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者による管理を行っている本施設の指定期間が平成28年3月31日をもって満了するため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として「営農支援センター四万十株式会社」を選定したので、同団体を指定管理者に指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設 の 名 称 四万十町滞在型市民農園

施設の所在地 四万十町本堂707番地52

2 指定管理者に指定する団体の名称及び住所

団 体 の 名 称 営農支援センター四万十株式会社

団体の所在地 四万十町黒石451番地

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

4 公募によらない理由及び指定管理者の候補選定理由

四万十町滞在型市民農園は、長期的・継続的な利用を通じて、地域との交流、新規就農・移住促進、本町のPR推進を行うことで、地域の活性化を図る拠点施設であり、平成22年4月1日より平成28年3月31日まで、「営農支援センター四万十株式会社」を指定管理者として指定し、指定管理業務に当たってきました。指定期間中は、利用者に対する的確な農業体験の支援に努める等施設の効用を最大限発揮し、安定的な管理運営が実施されていると判断されるため、引き続き同団体を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、指定管理者の候補者として選定するものです。